

令和2年度大房岬自然公園施設指定管理者管理運営状況評価

1 概要

(1) 施設名等

施設名	大房岬自然公園施設
指定管理者	特定非営利活動法人 千葉自然学校
指定管理期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
評価対象年度	令和2年度
第三者評価の有無(今回)	無
施設所管課	千葉県環境生活部自然保護課

(2) 施設の設置目的等

設置目的	自然公園(自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園をいう。)の利用の機会を県民に提供し、もって県民の保健、休養及び教化に資する。
指定管理者が行う業務の範囲	① 博物展示施設、レストハウス、園地、野営場その他施設の提供 ② 野外レクリエーション活動に関する指導助言 ③ その他自然公園施設の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

(3) 施設の運営状況

年度	利用者(人) ※1	事業費等の内訳(千円)				
		指定管理料 (A)	その他維持 管理費(B) ※2	使用料等 県収入(D)	県の収支 (D-A-B)	(参考) 利用料金
2	89,425	16,974	5,907	450	-22,431	1,763
元	146,570	16,820	8,533	450	-24,903	1,809

※1 カウント方法: ビジターセンター、キャンプ場、自然の家、インフォメーションセンターの利用者を合算したもの

※2 維持補修費、委託料、工事請負費、備品購入費(指定管理料に含まれるものを除く)

2 評価結果

(1) 管理運営状況評価

評価項目	評価	評価理由等
管理業務の実施状況に関する事項	A	施設等の提供が適切に行われ、施設内の利用についても許可行為が適正に執行されている。
	A	毎日の巡視により安全を確保するとともに、緊急時の対応マニュアルを作成し、適切な危機管理体制が整備されている。
	S	広大な敷地・施設の美化及び環境整備の取組みに努めている。巡視、受付や案内が適切に行われ、要配慮者へ適切な対応もなされている。

評価項目		評価	評価理由等
	適切な財産管理	A	汚水処理場・電気設備等の保守点検や公園施設の修繕等が適切に実施されている。
事業の企画運営に関する事項	事業の実施 (必須事業)	S	施設の維持管理が適切に行われている。施設や職員の専門性を活用した事業が実施されており、イベント名等工夫を凝らし、参加者の増加に努めた。
	サービスの向上 自主事業 地域の連携等	S	近隣施設と連携した企画を精力的に実施し、サービス向上に努めている。
施設利用状況に関する事項		A	ホームページやパンフレットを活用し、適切な広報・営業活動を行っている。
管理運営体制		A	組織や人員配置は適正である。
収支状況		A	概ね良好な収支状況である。
利用者意見の反映 利用者満足度		A	利用者の意見を反映し、適切に対処している。
総合評価		良好	各項目の合計得点 23 点 / 30 点満点 (76.7%) 各項目の平均点数の平均点 2.3 点

(2) 特記事項

特に評価される点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣施設などと連携し、自然公園のPRに努めている。 ・ 多くのイベントを企画し、県民が自然に触れ合える機会を創出している。 ・ 展示物を自作するなど、公園の価値を高める工夫を行っている。 ・ 公園の環境整備等を積極的に実施している。
次年度に向けて改善が望まれる点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拡大を図る取組を継続し、利用者の増加につなげていただきたい。
前年度評価で改善が望まれると指摘された点とその改善状況	<p>(前年度指摘点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拡大を図る取組を継続し、利用者の増加につなげていただきたい。 <p>(改善状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拡大の取組として各種イベントや広報を行い、利用者増加に努めている。

(3) 第三者評価におけるその他の意見

(第三者評価を実施した場合)